

第
26回

シリーズ事業承継



税理士 吉川 弥生

生前退職金の支払いによる評価引下げ

役員退職金の支給後は、自社株の評価が下落するのが一般的です。実施にあたっては、役員退職金の支払金額、支給のタイミング、支給後の先代経営者の勤務実態に留意する必要があります。

退職金を損金算入するには、役員退職慰労金規定などで一定の基準を定めておき、それに基づいて支給する必要があります。

■生前の退職金支払いによる自社株評価引下げ効果は

経営者は、取締役としての在任期間が長期にわたっていることが多いため、役員退職金も多額にのぼるのが一般的です。

役員退職金の支給後は、自社株の評価が下落するのが一般的ですので、退任に伴う後継者への経営権とあわせて、自社株の承継も行うケースが多くみられます。

その実施にあたっては、役員退職金の支給金額、支給のタイミング、支給後の経営者の勤務実態に留意する必要があります。

■適正な退職金支給金額の条件は

役員退職金は、適正な額であれば、原則として、その退職金の額が確定した事業年度において、損金算入が認められます。

法人税法上の適正額とは、その役員の業務に従事した期間、退職の事情、その会社と同種同規模の会社の退職金の支給状況などからみて相当であると認められる金額とされています。

役員退職金の適正な額を担保するためには、役員退職慰労金規定を整備しておくことが肝要です。一般的には、役員退職金の算定につき、次の算定方式が採用されています。

$$\text{退職慰労金} = \text{退職時の最終報酬月額等} \times \text{役員の在任年数} \times \text{功績倍数} + \text{功労加算金}$$

■退職金の損金算入の条件は

役員に支給する退職慰労金は、原則として株主総会の決議事項ですが、一定の基準に従ったうえでの具体的な金額や支給時期の決定などを取締役会に一任することもできます。この場合、株主総会参考資料に、一定の基準の内容を記載しなければなりません。

ただし、例えば、あらかじめ役員退職慰労金規定を作成しいつでも株主が閲覧可能な状態にしているなど、株主がその基準を知ることができるようにするための適切な措置を講じているのであれば、株主総会参考書類へのこの記載は必要ありません。

いずれにせよ、退職金を損金算入するためには、役員退職慰労金規定などを整備することにより、一定の基準を定めておき、それに基づいて支給する必要があります。

次回、退職金支給後の地位や職務の内容、留意点等につきましてお伝えしたいと思います。